

高松法務合同庁舎等で使用する電気 一式
(高松法務合同庁舎等電力需給契約)
一般競争入札にかかる配布書類一覧

令和 6 年 1 2 月
高松高等検察庁

1 入札説明書

別紙

「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」

別紙様式第 1 号「入札書」

別紙様式第 2 号「委任状」

別紙様式第 3 号「仕様証明書」

別紙様式第 4 号「適合証明書」

別紙様式第 5 - 1、5 - 2 号「誓約書」「役員等名簿」

別紙様式第 6 号「電子入札案件の紙入札方式での参加について」

別紙様式第 7 号「電気供給実績証明書」

別紙様式第 8 号「特定電源割当計画書」

2 仕様書

別紙 1 「対象施設等一覧表」

別紙 2 「月別予定最大需要電力」

別紙 3 「月別予定使用電力量」

別紙 4 「特定電源割当証明書」

入札説明書

高松高等検察庁入札公告(令和6年12月3日付け)に基づく入札については、関係法令及び契約条項に定めるもののほか、この入札説明書の定めによるものとする。

なお、本件は、電子調達システム (<https://www.geps.go.jp/>) で応札及び入開札を行うので、電子調達システム利用者は、上記ポータル内の「電子調達システム利用規約」、「電子調達システム操作マニュアル」等に定める手続に従い、入札等を行うこと。

ただし、紙入札方式での参加を希望する場合は、別添様式により申請書を提出すること。

また、本書に従い提出する書類（委任状、誓約書、入札書など）について、発行権者等の氏名、担当者の氏名及び連絡先を明記した場合は、押印を省略して差し支えないものとする。

1 契約担当官

支出負担行為担当官 高松高等検察庁検事長 佐藤 隆文

2 調達内容

- (1) 調達件名及び数量
高松法務合同庁舎等で使用する電気 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 仕様書のとおり。
- (4) 供給場所 仕様書のとおり。
- (5) 電子調達システムの利用
本件は、電子調達システムを利用することができる案件である。

3 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた四国地域の競争参加資格を有する者又は「物品の販売」において「D」の等級に格付けされた四国地域の競争参加資格を有する者であって、本件と同等程度以上の仕様の電気を供給した実績を有する者であること。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たすこと。
- (6) 下記5の期日までに必要書類を提出し、要求仕様を満たした者であること。

4 本件入札に関する問合せ先

〒760-0033

高松市丸の内1番1号

高松法務合同庁舎5階 高松高等検察庁会計課用度係

電話:087-825-2001 FAX:087-825-2002

メール: ppo55-kaikeika.8xt@i.moj.go.jp

入札説明書、仕様書等入札・契約に関する事項に質問がある場合は、令和7年1月14日(火)17時00分までに書面(様式等は任意)により上記の場所に持参、郵送、ファックス、メールにより提出すること。

なお、質問に対する回答は、令和7年1月17日(金)17時00分までに行う。

5 必要書類の提出

本件入札に参加を希望するものは、下記の書類を提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

① 仕様証明書(別紙様式第3号)

※本件調達物品を納入できることを証明する資料を添付すること。

② 小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

③ 適合証明書(別紙様式第4号)

※資料を添付すること。

④ 誓約書、役員等名簿(別紙様式第5-1、5-2号)

⑤ 法務省競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格)(令和4・5・6年度分)の写し

⑥ 電子入札案件の紙入札方式での参加について(別紙様式第6号)(「電子調達システム」を利用する場合は不要)

⑦ 電気供給実績証明書(別紙様式第7号)(上記3の(3)において、四国地域の参加資格が「D」に該当する場合のみ)

⑧ 特定電源割当計画書(別紙様式第8号)

(2) 提出期限 令和7年1月24日(金)17時00分

(郵送(書留郵便に限る。)する場合も提出期限までに必着のこと。)

(3) 提出場所 上記4の場所又は電子調達システム

6 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限 令和7年1月28日(火)17時00分

(郵送(書留郵便に限る。)する場合も提出期限までに必着のこと。)

(2) 提出場所 上記4の場所又は電子調達システム

7 開札日時及び開札場所

(1) 開札日時 令和7年1月31日(金)11時00分

(2) 開札場所 高松市丸の内1番1号 高松法務合同庁舎5階

高松高等検察庁第2会議室又は電子調達システム

8 入札参加者等に要求される事項等

(1) 上記5に定める期日までに仕様証明書等の必要書類を提出し、仕様に適合していなければならない。また、入札者は、当該資料に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該書類に関し、説明の義務を履行しない者は、落札決定の対象としない。

(2) 誓約書を提出しない場合、虚偽の誓約書を提出した場合及び誓約書に反することとなった場合は、その入札を無効とする。

- (3) 代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は「委任状」(別紙様式第2号)を入札時まで提出しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかなければならない。
- (4) 電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定める手続に従い提出すること。
- (5) 紙入札方式により入札書を直接提出する場合は、入札書は配布された所定の様式(別紙様式第1号「入札書」)によることとし、入札書を封筒に入れて封印し、必要事項(1月31日開札「高松法務合同庁舎等で使用する電気 一式」入札書在中、入札者氏名(法人名及び代表者の氏名又は代理人の氏名)を朱書きで記載すること。
- (6) 紙入札方式による入札書を郵送(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に『1月31日開札「高松法務合同庁舎等で使用する電気 一式」入札書在中』と朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、高松高等検察庁(上記4記載の提出場所)宛に、提出期限までに必着するよう送付しなければならない。

9 入札方法

- (1) 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する月額単価(基本料金単価(kW))及び使用電力量に対する月額単価(電力量料金単価(kWh))を根拠とし、あらかじめ当庁が別途提示する予定契約電力及び月別予定使用電力量から算出した各月の対価(1円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。)の契約期間総価を入札金額とする(消費税及び地方消費税は除いて記載)。
- (2) 入札金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (3) 入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (5) 電話、ファックス、電報、電子メール等による入札は認めない。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札書の入札件名、入札金額及び入札者名の確認ができないもの
- (3) 入札金額、数量及び単価が訂正されているもの
- (4) 鉛筆又は消えるボールペンなど容易に削除できるもので記載した入札書
- (5) 入札書に入札者の署名又は記名がないもの
- (6) 委任状を提出しない代理人又は復代理人の入札書
- (7) 調達件名に重大な誤りのあるもの
- (8) 複数者の入札者の代理をした者により提出された入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

11 開札

- (1) 紙による入札については、電子調達システムにその情報を入力し、入札者又はその代理人等(以下「入札者等」という)の面前で開札を行う。ただし、入札者等が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。
電子調達システムによる入札者等は、開札時刻には端末の前で待機すること。
なお、電子調達システムに停電、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入開札を延期することがある。
- (2) 開札会場には、入札者等、入札事務に関係のある職員(以下、「入札関係職員」という。)及び前記(1)記載の入札者等が立ち会わない場合に立ち合わせる職員以外の者は入場することができない。
- (3) 入札者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。
- (5) 入札者等は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (6) 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合した者
- (7) 入札を公平に行うことができないと認めたときは、入札の執行を中止する。

12 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- (1) 上記3の入札参加資格及び入札説明書において明らかにした要求条件を全て満たし、入札金額(入札書記載の金額)が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者等を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する場合があるので、紙入札の場合は入札書の電子くじ番号欄に任意の数3桁を必ず記入すること。
- (3) 支出負担行為担当官は、落札者を決定したときは、その日の翌日から7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札とされなかった入札者等に通知する。ただし、開札時に立ち会った入札者等に対しては、前記通知を省略する。
- (4) 開札の結果、落札者がいない場合には、引き続き再度の入札を行うことがあるので、紙入札方式で参加する者は、あらかじめ複数枚の入札書用紙を持参すること。また、電子調達システムによる入札の場合においても、再入札に対応できる体制を整えておくこと。
- (5) 落札者は、落札後速やかに入札金額の内訳書を作成し、提出すること。
- (6) 落札者が、契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 入札保証金及び契約保証金

免除

15 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約書の取り交わしをするものとする。
その場合、まず、契約の相手方が契約書に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の送付を受けて、これに記名押印するものとする。

- (2) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

16 その他

- (1) 「予定最大需要電力」及び「予定使用電力量」については、過去の使用実績値等を基に算出したものであり(徳島法務総合庁舎については、新営で使用実績がないため、設備から消費電力を推計して算出。)、当該使用電力量を確約するものではない。
- (2) 一旦受領した書類は返却しない。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(注1)しており、かつ、①令和4年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和4年度の未利用エネルギー活用状況、③令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

項目	数値	点数
① 令和4年度の 1kwh 当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位:kg-co2/kWh)	0.000 以上 0.400 未満	70
	0.400 以上 0.425 未満	65
	0.425 以上 0.450 未満	60
	0.450 以上 0.475 未満	55
	0.475 以上 0.500 未満	50
	0.500 以上 0.525 未満	45
	0.525 以上 0.550 未満	40
	0.550 以上	0
②令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超え 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組(注2)	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

2 提出書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類(別紙様式第4号「適合証明書」)及びその根拠を示す書類を提出すること。

3 契約期間内における努力等

契約事業者は、契約期間についても、1の表による合計が70点以上となるように電

力を供給するよう努めるものとする。

また、上記要件を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、同要件を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(注1) 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

(注2) 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の有無を報告する。

具体的には、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等と認められるものは本項目における取組には該当しない。

入 札 書

件 名 高松法務合同庁舎等で使用する電気 一式

	億	千	百	十	万	千	百	十	一	
金										円

(当方が提示する仕様[契約電力及び使用電力量]に各単価を当てはめて計算した総価)

上記金額で、入札説明書、契約条項、仕様書、その他関係事項等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 殿

入 札 者

所 在 地

会 社 名

代表者氏名 (印)

代理人氏名 (印)

担 当 者 氏 名

担 当 者 連 絡 先

電子くじ番号			
--------	--	--	--

(注意)

- ※担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可
- ※押印する場合に代理人が入札する場合は、代表者印は不要
- ※入札金額は税抜きの金額を記入
- ※金額頭初に¥記号を記載
- ※電子くじ番号は任意の番号(3桁)を記載

委 任 状

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 殿

下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

「高松法務合同庁舎等で使用する電気 一式」に係る

- 1 入札に関する件
- 2 見積に関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

（委任者）

所在地

商号又は名称

代表者氏名

（印）

（受任者）

氏 名

委任者との関係

住所・連絡先

（代理人使用印鑑）

（注）受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可

委 任 状

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 殿

下記の者を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

「高松法務合同庁舎等で使用する電気 一式」に係る

- 1 入札に関する件
- 2 見積に関する件
- 3 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

（委任者）

所在地

商号又は名称

代表者氏名

（印）

（受任者）

復代理人氏名

委任者との関係

住所・連絡先

（復代理人使用印鑑）

（注）復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可

仕様証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 殿

所在地

会社名

代表者氏名 (印)

「高松法務合同庁舎等で使用する電気 一式」(令和6年12月3日付け入札公告)の入札については、支出負担行為担当官が示す要求仕様及び入札説明書等に定めた競争参加資格を全て満たしております。

また、入札説明書をはじめとする関係書類に基づき確実に契約を履行すること、並びに下記1及び2の事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

担当者氏名

担当者連絡先

(注意事項)

入札説明書の記述「5 必要書類の提出」に定める書類を添付すること。

※ 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可。

適 合 証 明 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 殿

所 在 地

会 社 名

代 表 者 氏 名

(印)

担 当 者 氏 名

担 当 者 連 絡 先

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法（複数選択可）	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）	

2 令和4年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和4年度の1kWh当たりの 二酸化炭素排出係数（調整後）	kg-CO ₂ /kWh	点
②	令和4年度の未利用エネルギー 活用状況	%	点
③	令和4年度の再生可能エネルギー 導入状況	%	点

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に 関する情報提供の取組		点
①～④の合計点数			点

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」により算出した値を記載すること。

注2) 上記合計点数が70点以上の者を本案件の入札適合者とする。

注3) 上記条件を満たす根拠を示す書類を添付すること。

注4) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可。

誓 約 書

当方は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 殿

令和 年 月 日

所在地

社名及び代表者名 (印)

担当者氏名

連絡先

※ 添付書類：役員等名簿

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

役員等名簿

商号又は名称：

所在地：

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入すること

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
高松高等検察庁検事長 殿

所在地

会社名

代表者氏名 印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

入札案件名：高松法務合同庁舎等で使用する電気 一式

担当者氏名

担当者連絡先

※ 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 殿

住 所

氏 名 (印)

電 気 供 給 実 績 証 明 書

当社の電気供給実績については、下記のとおりであることを証明します。

記

契約の相手先	契 約 概 要 (対象施設数・予定使用電力量等)	契 約 期 間 (年 月 ~ 年 月)	契約先担当者の役職・氏名、連絡先電話番号

下記に担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者氏名

連 絡 先

- (注意) 1 公共機関(国、都道府県)又は本契約と同規模程度以上の電気需給契約を12か月以上継続した実績を記載すること。
- 2 契約の相手先及び担当者の役職・氏名、連絡先電話番号は、問い合わせることがあるので正確に記載すること。
- 3 当該契約に係る仕様書の提出を求める場合がある。

令和 年 月 日

特定電源割当計画書

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 殿

住 所

名 称

代表者氏名

令和7年度の電力供給に関し、下記のとおり計画する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、需給者に移転する計画である。

記

【需要施設名等】

需 要 施 設 名	仕様書記載のとおり。
需 要 施 設 住 所	仕様書記載のとおり。
契 約 予 定 電 力	仕様書記載のとおり。

【供給期間】

使 用 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
---------	---------------------

【供給計画】

別紙のとおり。

【供給元電源情報】

供 給 元 発 電 所 名	
住 所	
発 電 方 法	
割 当 電 力 量 (k w h)	

* 供給元電源情報は、現時点での計画であり、契約期間中、変更となった場合は別途連絡する。

【担当者情報】

担 当 者 役 職 ・ 氏 名	
担 当 者 連 絡 先	

※ 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件 名 高松法務合同庁舎等で使用する電気 一式
- (2) 対 象 施 設 別紙1「対象施設等一覧表」のとおり
- (3) 供 給 場 所 同 上
- (4) 業種及び用途 官公署(事務所)

2 仕 様

(1) 供給電気方式等

ア 高压電力相当

- 供給電気方式 交流3相3線式
- 供給電圧(標準電圧) 6,000V
- 計量電圧(標準電圧) 6,000V
- 標準周波数 60Hz
- 受電方式 1回線受電

イ 従量電灯A相当

- 供給電気方式 交流単相3線式
- 供給電圧(標準電圧) 100V又は100V及び200V
- 計量電圧(標準電圧) 100V又は100V及び200V
- 標準周波数 60Hz
- 受電方式 1回線受電

ウ 従量電灯B相当

- 供給電気方式 交流単相2線式又は交流単相3線式
- 供給電圧(標準電圧) 100V又は100V及び200V
- 計量電圧(標準電圧) 100V又は100V及び200V
- 標準周波数 60Hz
- 受電方式 1回線受電

エ 低压電力相当

- 供給電気方式 交流3相3線式
- 供給電圧(標準電圧) 200V
- 計量電圧(標準電圧) 200V
- 標準周波数 60Hz
- 受電方式 1回線受電

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

ア 予定契約電力

別紙1「対象施設等一覧表」のとおり、ただし、その1月の最大需要電力と前

11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。詳細は、別紙2「月別予定最大需要電力」のとおり

イ 予定使用電力量

別紙1「対象施設等一覧表」のとおり

詳細は、別紙3「月別予定使用電力量」のとおり

(3) 供給電力の種類

業務用電力については、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力の割合につき、40%を満たすこと。

また、その環境価値について、需給者に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

さらに、供給者は契約年度の上半期及び下半期の末日終了後、速やかに各半期の供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電力の比率につき確認できる資料として、別紙4「特定電源割当証明書」又はこれに準じる資料を需給者に提出することとする(環境価値をもつ証書を用いた電力メニューを提供する場合には証書の写しを添付すること。)

(4) 使用期間

令和7年4月1日0時00分から令和8年3月31日24時00分まで

(5) 計量地点

自動検針装置 有

電力会社の検診方法 自動検針

(6) 供給地点及び電気工作物の財産分界点

供給場所に施設した各庁が所有する区分開閉器の電源接続点

(7) 保安上の責任分界点

供給地点及び電気工作物の財産分界点に同じ。ただし、取引用計量装置は四国電力送配電株式会社の所有である。

(8) 対価の支払方法等

ア 供給者は、毎月初めに、適宜の方法により、契約電力、前月の使用電力量・最大供給電力・力率及び電気料金を記載した書面を各対象施設ごとに作成し、需給者が指定する対象施設にそれぞれ送付する。

イ 対象施設管理庁の支出負担行為担当官は、供給者から請求書の提出を受けた後、各庁舎の経費分担協定に定める分担率に基づき、入居各官署及びテナントの分担額を計算し、供給者へ通知することとする。

ウ 上記入居各官署及びテナントは、それぞれ、供給者へ通知した上記分担額を指定された口座に振込支払することとする。

(9) 電気料金の算定

ア 料金は、契約電力に契約金額(基本料金単価)を乗じて得た金額と、当該月における使用電力量に契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た金額の合計額

に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金を加えた金額とする。

イ 上記料金を算定するにあたっては、契約電力に係る力率調整及び使用電力量に係る燃料費調整を行うものとし、その取扱いは、四国地区の旧一般電気事業者が定める約款及び料金表等によるものとする。

ウ 燃料費調整に関し、四国地区の旧一般電気事業者の定める約款および料金表等によるもののできない場合は、別途協議を実施することとする。

(10) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び契約容量の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(11) その他

フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

3 その他

(1) 各施設が要求する期間中、各施設の設備等を利用して安定した電気の供給が可能であること。

(2) 障害等が発生した場合に迅速に対処できる体制を有すること。

(3) 社会情勢の影響で市場価格等の著しい変動により料金単価の改定が必要なときは、協議の上、料金改定をすることができる。

対象施設等一覧表

番号	対象施設（供給場所）及び所在地	契約種別	業務用電力：予定契約電力(kW) 従量電灯A：最低料金(kWh) 従量電灯B：契約容量(kVA) 低圧電力：予定契約電力(kW)	予定使用電力量 (kWh)	受電電気方法	契約期間 における 予定力率 (%)	自動検針装 置の有無
1	高松法務合同庁舎 高松市丸の内1番1号	業務用電力	390	833,000	交流3相3線式	100%	有
2	徳島法務総合庁舎 徳島市徳島町二丁目17番地	業務用電力	490	941,000	交流3相3線式	100%	有
3	高知法務総合庁舎 高知市丸ノ内一丁目4番1号	業務用電力	200	399,000	交流3相3線式	100%	有
4	松山法務総合庁舎 松山市一番町四丁目4番地1	業務用電力	160	369,000	交流3相3線式	100%	有
5	今治法務合同庁舎 愛媛県今治市旭町一丁目3番地3	業務用電力	40	63,000	交流3相3線式	100%	有
6	松山地方検察庁宇和島支部 愛媛県宇和島市鶴島町8番19号	業務用電力	40	48,000	交流3相3線式	100%	有
7	法務総合研究所高松支所研修寮、 矯正研修所高松支所研修寮 高松市高松町2106番地20	従量電灯B	33	18,500	交流単相2線式又 は交流単相3線式		有
		低圧電力	6	1,260	交流3相3線式	85%	
8	高松地方検察庁観音寺支部 香川県観音寺市観音寺町甲280 4番地3	従量電灯A	11	13,280	交流単相3線式		有
		低圧電力	16	4,810	交流3相3線式	85%	
9	善通寺区検察庁 香川県善通寺市文京町3丁目1番 3号	従量電灯A	11	400	交流単相3線式		有
10	徳島地方検察庁阿南支部 徳島県阿南市富岡町西池田口1番 地2	従量電灯A	11	9,620	交流単相3線式		有
		低圧電力	7	3,200	交流3相3線式	90%	
11	徳島地方検察庁美馬支部 徳島県美馬市脇町大字脇町122 9番地7	従量電灯A	11	10,060	交流単相3線式		有
		低圧電力	8	1,420	交流3相3線式	90%	
12	鳴門区検察庁 徳島県鳴門市撫養町立岩字七枚1 19番地	従量電灯A	11	640	交流単相3線式		有
13	高知地方検察庁安芸支部 高知県安芸市久世町9番3号	従量電灯A	11	2,090	交流単相3線式		有
		低圧電力	7	610	交流3相3線式	90%	
14	高知地方検察庁中村支部 高知県四万十市中村山手通54番 地2	従量電灯B	11	10,380	交流単相3線式		有
		低圧電力	9	3,210	交流3相3線式	90%	
15	松山地方検察庁西条支部 愛媛県西条市明屋敷168番地2	従量電灯B	20	19,970	交流単相3線式		有
		低圧電力	16	16,390	交流3相3線式	90%	
16	新居浜区検察庁 愛媛県新居浜市繁本町2番6号	従量電灯B	9	8,480	交流単相3線式		有
		低圧電力	5	3,160	交流3相3線式	90%	

月別予定最大需要電力

(kW)

番号	対象施設	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	高松法務合同庁舎	150	140	360	390	390	390	330	290	310	320	320	300
2	徳島法務総合庁舎	250	260	280	420	490	480	330	330	480	480	430	430
3	高知法務総合庁舎	90	90	160	180	200	170	150	80	200	180	190	170
4	松山法務総合庁舎	90	100	150	150	150	150	140	110	130	140	140	120
5	今治法務合同庁舎	20	10	20	30	30	30	20	20	40	40	40	30
6	松山地方検察庁 宇和島支部	10	10	30	30	30	30	20	20	30	30	30	20

※契約種別は、全て業務用電力

月別予定使用電力量

(kWh)

番号	対象施設	月別予定使用電力量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	高松法務合同庁舎	業務用電力	49,000	49,000	63,000	90,000	96,000	85,000	56,000	54,000	73,000	75,000	71,000	72,000	833,000
2	徳島法務総合庁舎	業務用電力	48,000	49,000	51,000	100,000	109,000	99,000	59,000	54,000	99,000	104,000	98,000	71,000	941,000
3	高知法務総合庁舎	業務用電力	26,000	25,000	32,000	48,000	49,000	42,000	28,000	24,000	31,000	34,000	31,000	29,000	399,000
4	松山法務総合庁舎	業務用電力	24,000	24,000	30,000	37,000	38,000	36,000	29,000	26,000	31,000	32,000	31,000	31,000	369,000
5	今治法務合同庁舎	業務用電力	4,000	4,000	4,000	6,000	7,000	5,000	4,000	4,000	6,000	7,000	6,000	6,000	63,000
6	松山地方検察庁宇和島支部	業務用電力	3,000	3,000	4,000	5,000	5,000	5,000	4,000	3,000	4,000	4,000	4,000	4,000	48,000
														小計	2,653,000
1	法務総合研究所高松支所研修寮、 矯正研修所高松支所研修寮	従量電灯B	860	1,220	1,680	2,350	1,610	1,400	1,190	1,640	770	1,890	2,100	1,790	18,500
		低圧電力	40	50	70	180	210	190	50	50	50	120	150	100	1,260
2	高松地方検察庁観音寺支部	従量電灯A	1,160	1,080	1,180	1,110	1,120	1,070	1,050	1,020	1,280	1,120	1,020	1,070	13,280
		低圧電力	110	100	250	520	750	410	140	170	620	700	620	420	4,810
3	善通寺区検察庁	従量電灯A	20	20	20	30	80	90	20	30	30	20	20	20	400
4	徳島地方検察庁阿南支部	従量電灯A	800	790	830	750	730	730	750	850	980	820	790	800	9,620
		低圧電力	130	60	170	380	350	330	120	150	350	440	390	330	3,200
5	徳島地方検察庁美馬支部	従量電灯A	790	770	800	730	840	850	900	870	990	890	770	860	10,060
		低圧電力	60	60	100	240	250	250	60	90	90	70	70	80	1,420
6	鳴門区検察庁	従量電灯A	60	60	60	50	50	50	50	50	60	50	50	50	640
7	高知地方検察庁安芸支部	従量電灯A	150	170	150	150	180	170	150	160	170	140	220	280	2,090
		低圧電力	50	40	40	40	50	40	40	50	60	50	90	60	610
8	高知地方検察庁中村支部	従量電灯B	810	820	820	860	850	880	810	750	1,030	970	900	880	10,380
		低圧電力	50	90	170	430	440	360	100	60	420	430	420	240	3,210
9	松山地方検察庁西条支部	従量電灯B	1,460	1,470	1,500	1,620	1,590	1,630	1,510	1,540	1,970	1,930	1,930	1,820	19,970
		低圧電力	310	270	950	2,040	2,280	1,830	520	540	2,010	2,110	2,070	1,460	16,390
10	新居浜区検察庁	従量電灯B	690	620	620	610	620	630	580	620	850	870	890	880	8,480
		低圧電力	70	30	140	430	550	370	80	90	370	390	380	260	3,160
														小計	127,480
														合計	2,780,480

令和 年 月 日

特定電源割当証明書(年度 半期分)

〇〇〇〇 殿

住所
名称 株式会社
代表者氏名

令和7年度〇半期の電力供給に関し、下記のとおり供給したことを証する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、貴庁に移転したこと、
いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

記

【需要施設名等】

需 要 施 設 名	
需 要 施 設 住 所	
契 約 電 力	

【供給期間】

使 用 期 間	〇月〇日から〇月〇日
---------	------------

【供給元電源情報】(再生可能エネルギー由来電力量の内訳)

供 給 元 発 電 所 名	
住 所	
発 電 方 法	
割 当 電 力 量 (k w h)	

【供給電力量に占める再生可能エネルギー電力量の比率】

供 給 元 発 電 所	〇%(供給電力量〇kwのうち再エネ由来は〇kw)
-------------	--------------------------

【担当者情報】

担 当 者 役 職 ・ 氏 名	
担 当 者 連 絡 先	

※ 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可